

平成 25 年度決算検査報告の概要

決算委員会調査室 松本 英樹

1. はじめに

決算検査報告は、憲法第 90 条及び会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 29 条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が 1 年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書で、検査が終了した決算とともに内閣に送付され、内閣から国会に提出される。この決算検査報告は、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されている。平成 25 年度決算検査報告は、検査院が平成 25 年 10 月から 26 年 9 月までに実施した検査（平成 26 年次会計検査）の結果が掲載されており、26 年 11 月 7 日に検査院から内閣に送付され¹、同年 11 月 18 日（第 187 回国会開会中）に平成 25 年度決算とともに内閣から国会に提出された。

本稿では、平成 25 年度決算検査報告の全体像について概観した上で、同検査報告に掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

2. 平成 25 年度決算検査報告について

(1) 構成

平成 25 年度決算検査報告は、本編が 1,327 頁となっている²。決算検査報告には、国の収入支出の決算の確認、国の決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の計算書の金額との不適合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項、国会の承諾を受ける手続きを採っていない予備費の支出など 8 項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第 29 条各号）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できることになっている。検査院による検査結果の所見が記述されているのは、主として図表 1 に示した六つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項」、「改善処置済事項」は、通例「指摘事項」と呼ばれており、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。この指摘事項に係る記述が決算検査報告の大部分を占めている³。

平成 25 年度決算検査報告の第 1 章では検査の概要、第 2 章では国の決算の確認、第 3 章では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第 4 章では随時報告、検査要請事項の報告及び特定検査状況、第 5 章では会計事務職員に対する検定、第 6 章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている。同検査報告の大部分を占めるのが第 3 章であるが、一般的な構成として、検査院からの指摘事項に係る主務大臣等宛ての文書の全文を掲載する形が採られている。ここでの記述項目については、多くの変遷を経てきており、必ずしも一定していないが、①不適切な事態が生じる背景となった制度等の概要、②当該検査の観点、着眼点、対象及び方法、③検査の結果、④不適切な事態等に関連し、所管省庁等に対する検査院の意見表示や是正改善の処置要求といった内容になっている。

図表 1 決算検査報告における主な掲記事項の区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めたもの
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、会計検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求したもの
	改 善 処 置 済 事 項	会計検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じたもの
随 時 報 告		会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
検 査 要 請 事 項 の 報 告		国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
特 定 検 査 状 況		会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 会計検査院資料を基に作成

(2) 検査方針

検査院は、毎年 10 月頃から翌年 9 月頃までの 1 年間を「検査年次」としており、決算検査報告には、毎検査年次の検査結果が掲載される。検査院は、検査年次ごとに会計検査業務の基本的な統制を図るため、「会計検査の基本方針」を定めており、平成 25 年度決算検査報告は、25 年 9 月に策定された「平成 26 年次会計検査の基本方針」（検査実施期間：25 年 10 月から 26 年 9 月まで）に基づき実施した検査結果が掲載されている。同検査方針では、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境保全、経済協力、中小企業、情報通信（IT）の 9 項目の施策分野に重点を置き検査を行うほか、東日本大震災からの復興に向けた各種施策について、進捗状況等に応じて適時適切に検査を行うとされた。また、会計検査院法第 20 条第 3 項に規定された正確性、合規性、経済性、効率性、有効性といった多角的な観点⁴から検査に取り組むとされた。

(3) 検査対象

検査対象は、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」（会計検査院法第 22 条各号）と、検査院が必要と認めた場合等に検査が可能な「選択的検査対象」（同法第 23 条第 1 項各号）がある。平成 26 年次検査において必要的検査対象とされたのは、国会、裁判所、内閣、内閣府ほか 11 省等の会計のほか、政府関係機関、事業団、独立行政法人等 221 法人及び日本放送協会の会計である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等財政援助を与えた 5,071 団体等（都道府県、市町村等）の会計、国が資本金の一部を出資している 7 法人（首都高速道路株式会社等）の会計、国が出資した法人が更に出資している 31 法人（東京電力株式会社⁵等）の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している 3 法人の会計、国等と 193 法人との契約に関する会計である。

これらの検査対象機関に対し、書面検査及び実地検査⁶が行われる。26 年次の書面検査は、25 年度分の計算書約 15 万 5,000 冊及びその証拠書類約 4,404 万枚が対象とされた。同年次の実地検査の実施状況は図表 2 のとおりである。

図表 2 平成 26 年次会計検査における実地検査の実施率

実地検査の対象箇所	左の箇所数	検査実施箇所数	実施率
本省、本社、主要な地方出先機関等	4,278	1,808	42.2%
その他の地方出先機関等	6,584	1,217	18.4%
郵便局、駅等	20,689	50	0.2%
計	31,551	3,075	9.7%

(出所) 会計検査院『平成 25 年度決算検査報告』より作成

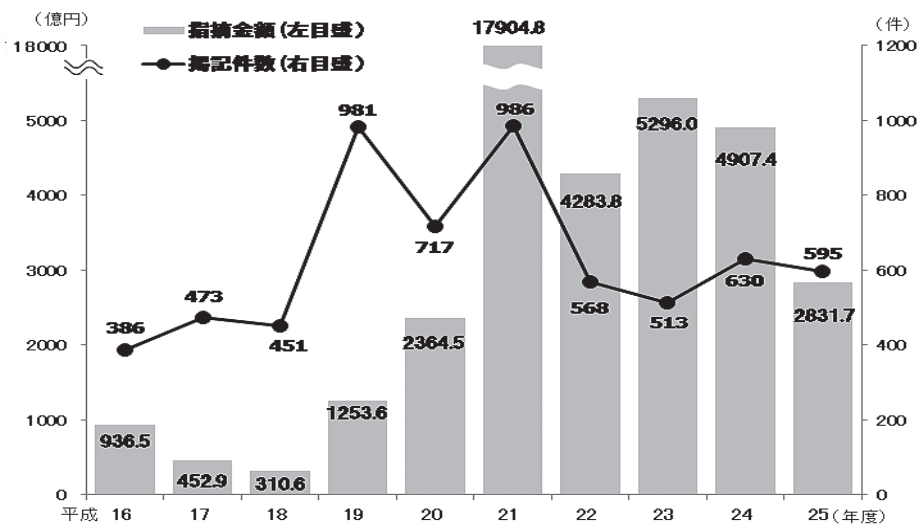
3. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概要

平成 25 年度決算検査報告に掲記された事項等の総件数は 595 件であり、指摘金額⁷の総額は 2,831 億 7,398 万円となっている。24 年度の決算検査報告に比べ、総件数は 35 件、指摘金額の総額は 2,075 億 7,112 万円減少したものの、依然として不適切な支出は多い。

今回の決算検査報告では、厚生労働省における「中央職業能力開発協会に設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納させたもの」(752 億円)、農林水産省における「東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から国庫へ納付させたもの」(731 億円)の 2 件が、個別案件で指摘金額 500 億円以上となっている。過去 10 年間の掲記件数及び指摘金額の推移は図表 3 のとおりであり、平成 21 年度をピークとして、その後、掲記件数はほぼ横ばいであるが、指摘金額に増減がみられるのは、基金や保有資産、剰余金の取扱いに関する指摘における金額の多寡が要因になっていると考えられる。

図表 3 掲記件数及び指摘金額の推移 (過去 10 年間)



(出所) 各年度の決算検査報告より作成

(2) 事項等別の概要

掲記された事項等を項目別にみると、「不当事項」等の指摘事項が 578 件、「国会及び内閣に対する報告」(随時報告)が 8 件、「国会からの検査要請事項に関する報告」(検査要請)が 1 件、「特定検査対象に関する検査状況」(特定検査)が 9 件、それぞれ掲記されている。指摘事項の内訳を類型別にみると、「不当事項」の件数が指摘事項の約 7 割(578 件中 402 件)を占めている。また、事項等別の件数の推移をみると、近年は、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数が増加していることが分かる。また、「随時報告」、「検査要請事項」及び「特定検査状況」については、件数は少ないながらも、一定数継続して掲記されている(図表 4)。

図表 4 事項等別の掲記件数推移(過去 10 年間)

事項等		年度									
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
指摘事項	不当事項	296	390	361	859	593	874	425	357	470	402
	意見表示・処置要求事項	4	14	11	53	69	66	76	81	77	100
	改善処置済事項	59	41	65	55	46	39	54	53	64	76
	特記事項(注 1)	5	4	-	-	-	-	-	-	-	-
随時報告(注 2)		-	5	2	7	23	6	10	13	8	8
検査要請事項の報告		2	7	5	6	5	3	1	9	6	1
特定検査状況		20	14	8	5	4	4	6	6	7	9
計		386	473	451	981	717	986	568	513	630	595

(注 1) 「特記事項」は指摘事項の一つであり、事業効果・運営等の見地から、広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため、特に掲記を要すると認められたものを指す。18 年度以降は掲記されていない。

(注 2) 「随時報告」は他の事項としても掲記されており、件数が重複しているため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない。

(出所) 各年度の決算検査報告より作成

(3) 省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別にみると、指摘金額では、厚生労働省(888 億 3,922 万円)が最も多く、農林水産省(805 億 1,680 万円)、経済産業省(360 億 6,981 万円)、防衛省(195 億 6,406 万円)と続く。また、掲記件数では、厚生労働省(213 件)が全体の約 35%を占め、国土交通省(71 件)、農林水産省(64 件)と続いている。省庁等のうち、掲記件数及び指摘金額が多かったのは、図表 5 のとおりである。また、省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額の詳細は、図表 6 のとおりである。

図表 5 掲記件数及び指摘金額が多かった省庁

掲記件数		指摘金額 (件、億円)	
省庁名	掲記件数	省庁名	指摘金額
厚生労働省	213	厚生労働省	888
国土交通省	71	農林水産省	805
農林水産省	64	経済産業省	360
文部科学省	37	防衛省	195
防衛省	18	文部科学省	89

(出所) 会計検査院『平成 25 年度決算検査報告』より作成

図表6 省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

単位：件、万円

事 項 府省又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項			改善処置済事項		計				
			会計検査院法 34 条 関 係	会計検査院法34 条及び36条関係	会計検査院法 36 条 関 係							
国会(衆議院)						1	25,774	1	25,774			
内閣府(内閣府本府)	2	9,744				2	343,736	4	353,480			
内閣府(警察庁)	1	670				1	27,667	2	28,337			
総務省	10	13,093	2	130,637		2	2,165	15	409,142			
法務省	4	2,289	1	18,548			3	21,855	8	42,692		
外務省	2	2,375				2	644		4	3,019		
財務省	2	30,029	1	28,707		2	—	3	17,530	8	76,266	
文部科学省	33	652,891	1	79,700	2	34,372	1	128,279		37	891,340	
厚生労働省	201	490,622	6	554,464	2	151,216	2	143,359	2	7,544,261	213	8,883,922
農林水産省	44	49,733	1	11,940	3	62,757	6	237,376	10	7,714,703	64	8,051,680
経済産業省	11	9,469					4	1,980,830	1	1,616,682	16	3,606,981
国土交通省	55	74,094	2	13,844	2	116,046	8	278,764	4	337,961	71	794,482
環境省	11	47,623			1	311,672	1	3,191			13	362,486
防衛省	6	3,790	1	248,706			4	1,580,087	7	123,823	18	1,956,406
沖縄振興開発金融公庫			1	19,960							1	19,960
(株)日本政策金融公庫			1	91,045							1	91,045
日本私立学校振興・共済 事業団	1	806					1	—			2	806
日本中央競馬会			1	176,749							1	176,749
成田国際空港(株)			1	18,388							1	18,388
東日本高速道路(株)								3	22,368	3	22,368	
中日本高速道路(株)								3	21,283	3	21,283	
西日本高速道路(株)								3	18,282	3	18,282	
本州四国連絡高速道路 (株)								1	6,880	1	6,880	
日本郵政(株)								1	1,683	1	1,683	
日本司法支援センター								1	6,818	1	6,818	
全国健康保険協会								2	7,211	2	7,211	
日本年金機構	1	564	3	43,725				1	664	5	44,953	
(独)国立科学博物館			1	3,302							1	3,302
(独)防災科学技術研究所	1	720									1	720
(独)労働安全衛生総合研 究所			1	2,699							1	2,699
(独)農業・食品産業技術 総合研究機構	11	9,430									11	9,430
(独)農業生物資源研究所	1	11,032									1	11,032
(独)産業技術総合研究所					1	249,757					1	249,757
(独)海上技術安全研究所			1	25,579							1	25,579
(独)海技教育機構			1	2,168							1	2,168
(独)国立環境研究所	1	310									1	310
(独)造幣局								1	15,137	1	15,137	
(独)国立印刷局								1	2,451	1	2,451	
(独)国民生活センター								1	30,500	1	30,500	
(独)農畜産業振興機構						1	242,354	2	90,000	3	332,354	
(独)国際協力機構						1	※			1	※	
(独)新エネルギー・産業 技術総合開発機構								1	1,583	1	1,583	
(独)理化学研究所								1	593	1	593	
(独)日本スポーツ振興セ ンター			1	79,033							1	79,033
(独)日本芸術文化振興会			1	3,080							1	3,080
(独)高齢・障害・求職者 雇用支援機構								1	64,820	1	64,820	
(独)福祉医療機構							1	※			1	※
(独)国際観光振興機構								1	43,918	1	43,918	
(独)石油天然ガス・金属 鉱物資源機構						1	—	1	56,220	2	56,220	

(独)国立病院機構							1	248,279	1	248,279		
(独)日本学生支援機構		1	59,561						1	59,561		
(独)海洋研究開発機構							1	162,907	1	162,907		
(独)都市再生機構					1	—	2	190,624	3	190,624		
(独)住宅金融支援機構							1	9,465	1	9,465		
(独)国立成育医療研究センター							1	4,601	1	4,601		
(国)東北大学					1	1,264			1	1,264		
(国)秋田大学					1	※			1	※		
(国)山形大学					1	722			1	722		
(国)筑波大学					1	834			1	834		
(国)金沢大学					1	619			1	619		
(国)山梨大学					1	298			1	298		
(国)信州大学					1	1,429			1	1,429		
(国)岐阜大学					1	201			1	201		
(国)浜松医科大学					1	1,020			1	1,020		
(国)三重大学					1	529			1	529		
(国)滋賀医科大学					1	178			1	178		
(国)京都大学					1	894			1	894		
(国)神戸大学					1	1,643			1	1,643		
(国)鳥取大学					1	518			1	518		
(国)島根大学					1	652			1	652		
(国)岡山大学					1	635			1	635		
(国)山口大学					1	558			1	558		
(国)徳島大学					1	732			1	732		
(国)愛媛大学					1	1,264			1	1,264		
(国)高知大学					1	688			1	688		
(国)佐賀大学					1	412			1	412		
(国)長崎大学					1	787			1	787		
(国)大分大学					1	1,826			1	1,826		
(国)富山大学					1	708			1	708		
日本放送協会	2	845							2	845		
首都高速道路(株)							1	939	1	939		
阪神高速道路(株)							1	23,390	1	23,390		
(株)商工組合中央金庫		1	19,843						1	19,843		
北海道旅客鉄道(株)					1	—			1	—		
四国旅客鉄道(株)					1	—			1	—		
東日本電信電話(株)							1	241,641	1	241,641		
日本郵便(株)							2	24,333	2	24,333		
(株)ゆうちょ銀行							1	4,309	1	4,309		
(株)かんぽ生命保険	1	4,177					1	3,716	2	7,893		
東京電力(株)							1	—	1	—		
日本下水道事業団							1	419,716	1	419,716		
放送大学学園							1	23,763	1	23,763		
(独)農業者年金基金	1	382							1	382		
合計	402	1,414,066	28	1,631,678	11	925,820	61	4,615,460	76	19,785,333	578	28,317,398

(注1) 法人格については次の略称を用いた。株式会社→(株)、独立行政法人→(独)、国立大学法人→(国)

(注2) 背景金額については掲載せず、「-」とした。

(注3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(注4) 複数の団体に係る指摘については、金額は一方の団体にのみ掲載しており、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。なお、金額を掲載していない団体には※印を付した。

(注5) 「不当事項」及び「意見表示・処置要求事項」の両方において取り上げられている事項については、金額の合計に当たってその重複分を控除している。

(出所) 会計検査院『平成25年度決算検査報告』より作成

4. 主な個別の掲記事項

平成25年度決算検査報告では、平成26年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野のほか、国民の関心の高い事項として、東日本大震災からの復興に関するもの、

度重なる自然災害の発生等により関心が高まった国民生活の安全性の確保に関するもののほか、厳しい財政の現状等を踏まえて、予算・経理の適正な執行や、資産、基金等に関するものが掲記されている。ここでは、同検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する⁸。

(1) 個別の掲記事項の概要

ア 東日本大震災からの復興に向けた施策等に関するもの

事例1：被災地における集団移転促進事業の遅れ

国土交通省は、被災地における住民の集団移転を促進するために、岩手、宮城、福島各県の25市町村に対し、平成25年度までに4,410億819万円の復興交付金を交付決定している(180事業の342団地が対象)。検査院が検査したところ、69団地の用地が全く取得されていない、25年度末までに造成完了としていた55事業のうち13事業しか完了していないなど、団地の整備に時間を要していることが明らかとなった。また、団地の整備が遅れることで住民の意向が変化し、団地に空き区画が発生していた。検査院は、国土交通省に対し、適時適切な意向調査の実施、事業規模の縮小等について市町村に助言することを求めている。

事例2：被災地への木材供給につながっていない復興木材安定供給等対策(随時報告)

林野庁の復興木材安定供給等対策については、平成25年7月から被災地に対する事業に用途を限定するとされたが、検査院が25年度までの同事業を検査したところ、木材の国内供給の増加につながらない調査、搬出間伐の施業地とは無関係な地域での切捨間伐、搬出した間伐材の輸出が行われていたことが明らかとなった。また、被災地以外から被災地への木材供給も極めて限定的であり、全国規模での被災地への木材供給は見受けられず、林野庁は同事業による木材の生産能力向上の目標値について検証していなかった。検査院は、事業効果の評価及び検証を的確に実施し、被災地の要望に対応した事業となるよう求めている。

事例3：原発事故に伴う放射性物質に汚染された指定廃棄物の処理状況(特定検査)

環境省が行う放射性物質に汚染された指定廃棄物の処理事業に関し、検査院が検査したところ、平成23年度から3か年度で予算額1,036億2,718万円に対し、翌年度に繰り越されたものを除き、支出済歳出額は185億6,420万円、不用額は389億6,667万円となっていた。また、指定廃棄物の一時保管について、保管場所の敷地内の屋外や駐車場等で保管していたり、保管場所のひっ迫により受入制限をする事態、保管容器が耐用年数を超えて使用されていたり、保管容器に必要な性能が確保できているか客観的に確認できない状況等が明らかとなった。

イ 国民生活の安全性の確保に関するもの

事例4：調節池及び流域貯留浸透施設の維持管理が不適切

国土交通省は、治水対策として、河川の洪水を堤防外に流出させて一時的に貯留するための調節池の整備、学校等の敷地に降る雨水を一時的に貯留又は浸透させるための流域貯留浸透施設の整備を進めている。検査院が検査したところ、両施設のうち 224 施設で管理マニュアルの未整備等により点検の有無が把握できないこと、4 流域貯留浸透施設で公共施設の管理者が都道府県と協議を行わずに校舎等を増築したため貯留機能が失われていることが明らかとなった。検査院は、国土交通省に対し、調節池等の適切な維持管理を行うよう都道府県等に周知徹底することなどを求めている。

事例 5：不適切なダムの維持管理

検査院が河川水量を一時的に貯留して調節を行う 211 のダムを検査したところ、①地震計の修繕等が 3 年以上なされていない、②年数が経過していないのに堆砂量が計画を上回っている、③洪水を調節するための容量の一部が土砂の堆積により失われている、④地震計の情報伝達が適切でなく速やかな臨時点検が行えないおそれがある、⑤予備発電設備の連続運転可能時間が 72 時間を下回っているなどの事態が計 201 ダムにおいて発生していることが明らかとなった。検査院は、国土交通省に対し、堆積土砂に関する対策を検討するなど、ダムの維持管理を適切に行うことを求めている。

事例 6：J R 北海道及び J R 四国におけるレール等の維持管理が不適切

北海道旅客鉄道(株) (以下「J R 北海道」という。) 及び四国旅客鉄道(株) (以下「J R 四国」という。) は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」等に基づき、レール、橋りょうなどの鉄道施設の維持管理を行っている。検査院が検査したところ、① J R 北海道の 239 か所、J R 四国の 328 か所において、検査記録がないなどレールの検査が適切に行われていない事態、② J R 北海道の 269 か所、J R 四国の 6 か所において、期限内に補修が行われていないなど補修工事が適切でない事態が明らかとなった。また、J R 北海道においては、レール横の落石防護壁周辺の落石等の堆積状況を把握していなかった。検査院は、両社に対し、レールの検査等の適切な実施及びその確認方法の検討を求めている。

ウ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

事例 7：民間スポーツ振興費等補助金の不適正な経理処理

文部科学省の民間スポーツ振興費等補助金は、スポーツ団体等が行う事業に対して、国が経費の一部を補助し、スポーツ振興に寄与することを目的としている。検査院が検査したところ、(公財) 日本オリンピック委員会 (J O C) が平成 21 年度から 24 年度に行った選手強化事業において、(財) 全日本スキー連盟等 10 スポーツ団体が事実と相違する領収証を基に滞在費の交付を受けていたために補助金が不適正に支払われていた事態、(社) 日本ホッケー協会が行わせた負担回避目的の寄附により専任コーチ等が謝金を実質的に受領していなかったために補助金が過大に交付されていた事態が明らかとなった。検査院は、国庫補助金 2 億 6,863 万円について不当としている。

事例 8：防衛装備品等の調達価格の透明性確保（随時報告）

防衛省は、防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している防衛関連企業に対して、原価計算システムの適正性を確認する制度調査を行っている。検査院が検査したところ、平成 24 年の過大請求事案に係る再発防止策を講じたにもかかわらず、防衛関連企業 12 社において、原価計算等に関する規程類が十分整備されていなかったり、工数が適正に計上されているか検証するための作業指示や作業実績に関する資料の保存がないなどの事態が見受けられた。検査院は、防衛省に対して、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討するよう求めている。

事例 9：DNA 合成製品購入における預け金等の不適正な会計経理

（独）農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）及び（独）農業生物資源研究所（以下「生物研」という。）において、DNA 合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていた事態や、研究員が業者に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代金を支払わせ、これを業者に預けて別途に経理させていた事態が明らかとなった。検査院は、農研機構 11 件（9,430 万円）、生物研 1 件（1 億 1,032 万円）の支出について不当としている。

エ 資産、基金等に関するもの

事例 10：福祉医療機構における廃止方針の労災年金担保貸付事業に係る政府出資金

国からの出資を受け、（独）福祉医療機構が労災年金受給者に対して年金を担保に生活資金等を貸し付ける事業は、事業の必要性が低いとされて廃止する方針となっている。検査院が機構の財務状況等について検査したところ、同貸付事業に係る政府出資金 58 億 3,123 万円のうち、14 億 3,359 万円が貸付金の原資に使用される見込みのない資産となっていることが明らかとなった。検査院は、使用見込みのない資金について、速やかな国庫返納を求めている。

事例 11：緊急人材育成・就職支援基金における使用見込みのない 752 億円

緊急人材育成支援事業は、厚生労働省からの交付金 4,784 億 3,900 万円（平成 21 年度第 1 次補正予算で措置）により中央職業能力開発協会に設置された支援基金を財源に、職業訓練等を実施する事業である。同基金は、22 年度末の事業の新規受付終了に伴い、1,903 億円を返納した後、23 年 9 月末までの実施期間の延長（22 年度補正予算で措置）に伴い、990 億円が積増しされていた。検査院が検査したところ、同月末に事業の新規申請の受付が終了し、その後使用見込みのない 752 億 3,648 万円について国庫返納できたにもかかわらず、協会に滞留していた。25 年 12 月、検査院の指摘に基づき、同省は協会に対し、当該滞留額を国庫に返納させる処置を講じた。

オ 行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

事例 12：効果が十分発現していない政府開発援助

外務省及び(独)国際協力機構が実施する政府開発援助（ODA）について、検査院が検査したところ、①対ザンビア一般プロジェクト無償資金協力「リビングストーン市道路整備計画」（9億 8,282 万円）で、舗装に用いたアスファルト合材の配合が契約の仕様から逸脱していたため、供用開始が遅れた事態、②対エチオピア草の根・人間の安全保障無償資金協力「アディスアベバ市北山エグジアブレヘブ教会小学校拡張計画」（978 万円）で、同国で設置が義務付けられている校舎周囲のフェンスが設置されておらず、新校舎が使用できない事態が明らかとなった。また、水産庁所管の「マーシャル冷蔵施設修理等事業」について、平成 18、19 両年度に事業費 1,909 万円（国庫補助金相当額 1,429 万円）で修理等した冷蔵施設が電気代の高騰により稼働停止していた事態等が明らかとなった。

事例 13：低調な電子黒板の活用等

文部科学省は、公立の小学校等に電子黒板等の I C T機器を整備する学校情報通信技術環境整備事業を平成 21 年度限りで実施した。検査院が、同事業により整備された電子黒板 7,838 台を検査したところ、DVD教材を視聴するモニターとしての利用にとどまっているものが 1,732 台、授業時間における活用率が 10%未満となっているものが 4,215 台、授業中の児童生徒による使用が全くなかったものが 4,866 台あり、整備台数の 72%に当たる 5,669 台が有効に活用されていなかったことが明らかとなった。検査院は、教員や児童生徒に電子黒板が有効に活用され、教育の情報化促進や質の向上に寄与するよう求めている。

事例 14：低調な病床転換助成事業と同事業に係る多額の剰余金

高齢者が長期入院する療養病床を介護施設等に転換する事業は、社会保険診療報酬支払基金が市町村や国民健康保険組合等から徴収した病床転換支援金のほか、国及び都道府県が支弁する費用によって助成されている。検査院が検査したところ、転換事業の実施率が 15%にとどまり、平成 20 年度及び 21 年度に支払基金が徴収した支援金の 83%に当たる 55 億 3,614 万円（国庫補助金相当額 9 億 2,558 万円）が剰余金となっていて、事業の資金としてほとんど活用されていない事態や、剰余金の一部が国庫補助金の交付対象ではない事務処理経費の財源に充当されている事態等が明らかとなった。

事例 15：風力発電事業による発電実績が低迷

資源エネルギー庁等が平成 9 年度から 24 年度までに交付した地域新エネルギー等導入促進対策費補助金及び新エネルギー等事業者支援対策費補助金を活用した風力発電事業について、検査院が検査したところ、次の状況が見られた。①20 年度から 6 年間で風車 1,207 基中 362 基で落雷による機器損傷等により、延べ 486 回、90 日以上連続して稼働停止していた。②約 9 割の事業者は計画発電量に対し 50%以上の発電量であったが、

一部の事業者は想定以下の風況や機器の不具合等により発電量が低迷していた。③風車の稼働停止を抑制する取組等を行っている事業者の割合は、約5割～6割であった。

事例 16：有効活用されていない溶融固化施設及び溶融スラグ

環境省は、廃棄物処理施設を整備する市町村等に対して、循環型社会形成推進交付金を交付しており、ごみ焼却施設の新設に当たっては、ごみ、焼却灰等を溶融固化する施設を設置することとしている。検査院が検査したところ、市町村等が焼却灰等を溶解固化せずに最終処分場へ直接埋め立てる方式に変更するなど施設の適切な運営等を行っていない事態が、16施設（事業費163億3,378万円、交付金等相当額31億1,672万円）で見受けられた。また、溶融固化後の生成物である溶融スラグの全部又は大半を建設資材等に利用することなく埋立処分しているなどの事態が、17施設（事業費445億4,915万円、交付金等相当額144億5,092万円）で見受けられた。

カ その他の事例

事例 17：生活保護の実施状況（随時報告ほか）

保護費が多額に上っている医療扶助、生活扶助、住宅扶助等生活保護の実施状況について検査院が検査を行ったところ、①平成23年度中に延べ3医療機関以上に入院した被保護者1,373人の1割に当たる132人が特定の8医療機関に10回以上入退院を繰り返していた事態、②210自治体において、1か月間で4,328人の被保護者が向精神薬等の処方複数の医療機関から受けていた事態、③176自治体において、障害の程度に応じて支給される障害者加算の支給基準が誤認され、重度障害者救護施設の入所者951人に対する保護費が多額に計上されていた事態等が明らかとなった。

事例 18：年金記録問題に対する取組状況等（検査要請）

参議院からの検査要請に基づき、検査院が年金記録問題に対する取組状況等について検査したところ、事業主が従業員から源泉控除した厚生年金保険料を納付していない問題で、納付勧奨等が困難であるとして国が負担した特例納付保険料が多額に上っており、①199年金事務所において対象事業主に対する保険料の納付勧奨が適切に行われていない事態、②国が負担した事業主への請求権を6年以上行使していない事態等のほか、主に専業主婦等第3号被保険者の年金記録不整合問題について、第1号被保険者への種別変更処理が適切に行われていない事態等が明らかとなった。また、検査院は、年金記録問題への対応に要した経費として、厚生労働省の報告書では計上されていない人件費等764億円が更に対策関連経費として計上されると試算している。

事例 19：国外居住親族に係る扶養控除の適用（特定検査）

所得税に係る扶養控除の対象は、納税者と生計を一にする配偶者以外の親族とされ、同居していない場合であっても生活費等の送金があれば対象者となり得る。検査院が平成24年分の扶養控除申告額300万円以上の納税者1,426人を検査したところ、9割の

1,296人が国外居住親族を扶養対象としており、さらに、その68%に当たる892人は、所得を上回る控除を受けて所得税が課税されていないことなどから、所得税の減税額が推計で4億9,858万円に上ることなどが明らかとなった。また、国外居住親族の控除に係る証明書類の添付が法令に定められておらず、納税者の協力を得て書類が提出されていても、扶養親族の生存の有無や住所を確認できないものがあった。

(2) 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った指摘事項等について、その後の会計検査での確かなフォローアップが行われており、平成19年度決算検査報告以降、その是正状況が掲記されている。

ア 不当事項に係る是正措置の状況

昭和21年度から平成24年度までの決算検査報告に掲記された不当事項について、関係する67省庁等における26年7月末現在の是正措置状況を対象として検査した結果、是正措置が未済のものが481件、142億8,888万円あり、このうち金銭返還を要するものが465件、127億3,823万円あった。

イ 改善処置済事項に係る処置の履行状況

平成24年度決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととされた処置済事項99件のうち、24年度の決算検査報告掲記時点で既に改善処置が履行済みであったものなど16件を除いた83件について履行状況をみたところ、改善の処置が履行されていたもの（履行済）が64件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの（検査分履行済）が18件、改善の処置が一部履行されていなかったもの（一部不履行）が1件あり、改善の処置が全く履行されていなかったもの（不履行）はなかった。

5. おわりに

(1) 平成25年度決算検査報告の特色

今回の決算検査報告では、東日本大震災からの復興に向けた施策や自然災害等から国民を守る施策に関する事項、社会保障分野に関する事項など、国民の関心が高い事項について数多く掲記されたことが特色として挙げられる。

例えば、東日本大震災からの復興に向けた施策では、岩手、宮城、福島3県での高台への集団移転促進事業で、土地の造成工事の遅れにより、移転希望者が減少して団地に空き区画が生じていることを指摘するとともに（事例1）、被災地への木材安定供給を目指す林野庁の補助金事業で、実際には原木がほとんど届いていない状況も判明した（事例2）。震災から間もなく4年経つが、復興が順調に進んでいるとは必ずしも言い難く、被災地の要望を的確に把握するとともに、復興予算の使途に対するより踏み込んだ検証が必要であろう。被災地への検査院による実地検査は、平成26年次も被災地域の状況等への配慮から限定的なものにとどまったが、25年からの復興特別所得税に続き26年度からは復興特別

個人住民税の徴収が開始され、復興予算の使途に対する国民の関心が一層高まる中で、検査院として被災地に一定の配慮をしつつも、実地検査の範囲を広げ、不適切な事態は見逃さない姿勢を示すことも求められる。また、国が原子力損害賠償支援機構を通じて東京電力に交付した資金援助の実施状況については、参議院決算委員会が検査院に対して検査要請を行っているが、これまでの資金援助は4.5兆円を超えるとされ⁹、検査院には、継続的な検査の実施と、課題等について分かりやすい結果を示す役割が期待される。

自然災害等から国民を守る施策については、河川水量を一時的に貯留して調節を行う治水機能を持つダムについて、洪水を調節するための容量の一部が土砂の堆積により失われているなどの事態が判明し、検査院は、堆積土砂に関する対策を検討するなど、ダムの維持管理を適切に行うことを求めている(事例5)。また、JR北海道及びJR四国において、レールの検査が適切に行われていないなどの事態が明らかとなり、検査院は、両社に対し、レールの検査等の適切な実施及びその確認方法の検討を求めている(事例6)。ダムや鉄道などのインフラの維持管理は、国民生活の安全性の確保に深く関わることであり、関係機関は指摘内容を踏まえ、改善を行っていく必要がある。

社会保障分野では、高齢者が長期入院する療養病床を介護施設等に転換する事業において、転換事業の実施率が15%にとどまり、社会保険診療報酬支払基金が市町村や国民健康保険組合等から徴収した病床転換支援金の83%に当たる55億3,614万円が剰余金となって活用されていない事態が判明した(事例14)。社会保障関係費は、平成25年度一般会計歳出決算において29兆2,320億円と約3割を占めており、制度の維持には、不適切な支出を排することが欠かせないとの認識が必要である。

このほか、国外居住親族に係る扶養控除の適用に当たって、現行法令では、控除対象扶養親族の要件を満たしていることを証明する書類の添付が義務付けられておらず、十分な確認がないまま控除がなされている事態(事例19)も判明した。近年、外国人労働者や国際結婚等が増加し、これにより国外扶養者も増加するなど、社会情勢が大きく変化する中で、国外扶養者に係る扶養控除制度についても、公平性等の観点から見直しを行う必要があるだろう。

(2) 決算検査報告をより有効なものにするための各省庁等の取組

今回の決算検査報告では、民間スポーツ振興費等補助金の不適正な経理処理(事例7)や、DNA合成製品購入における預け金等の不適正な会計処理(事例9)など、各省庁等における経理手続に係る指摘も多数見受けられた。不適正な経理手続や契約締結等は、毎年度繰り返し指摘されているが、それらの多くは、本府省からの制度の周知不足や、行政現場において担当職員が制度を十分に理解していなかったために生じているとされる。指摘のあった省庁等はもちろんのこと、指摘がなかった省庁等においても、同様又は類似の制度や運用等を見直す契機とするとともに、決算検査報告に記されている発生原因について深く認識して、今後、同様の指摘が繰り返されないようにする必要がある。

また、今回、検査院が省庁等に意見表示・処置要求という形で支出の背景にある制度面などの是正を求めた件数は100件と過去最多となった。検査院が憲法上内閣から独立して

いる財政の外部監督機関として、中立的な立場から不適切な事態の改善促進を発信することは、財政事情が厳しい今日、以前にも増して重要な役割となっている。検査院に対しては、実効性ある是正改善措置を具体的に提案するなど、より踏み込んだ指摘を行うことに期待したい。

厳しい財政状況の下で、限られた財政資金を効率的・効果的に活用することは極めて重要になっており、各省庁、独立行政法人等は、今回の決算検査報告の指摘をしっかりと受け止め是正改善に取り組む必要がある。また、検査院による検査結果は、その後の予算編成や執行過程などにフィードバックされることが重要である。そうした意味から、国会は、予算執行の検証と実績評価を行う立場として、検査院と一定の緊張関係を保ちつつ、決算検査報告で実態が明らかになった問題について、それを踏まえた議論を一層活発に行い、分析・検討を深めて、より適正な制度への改善を含め、国の予算執行の是正改善を積極的に促していくことが重要である。参議院における今後の決算審査をより充実させていくことが求められる。

(まつもと ひでき)

¹ 内閣への送付に当たっては、会計検査院長が内閣総理大臣に手交することが通例となっている。検査結果について国民が知ることができる決算検査報告への関心は高く、内閣送付の際には、新聞等を通じて広く報じられることが多い。

² 決算検査報告は、検査院のウェブサイトにて全文が公開されている。

³ このほか、国会及び内閣に対する報告（随時報告）は、平成17年の会計検査院法の改正により新設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項等に関し、各年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を行うとともに、その概要を決算検査報告に掲記している。また、検査要請事項の報告は、平成9年の国会法及び会計検査院法の改正により新設された制度で、国会からの求めに応じ、特定の事項について検査した結果を報告するとともに、その概要を各年度の決算検査報告に掲記している。なお、平成17年以降の国会からの検査要請に関する報告計45件は、全て参議院決算委員会の検査要請に基づくものである。特定検査状況は、不適切な事態とは言えないまでも、検査院の問題意識が示されており、国会審議における重要な材料となり得る。

⁴ 多角的な観点とは、①決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性、②会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性、③事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性、④同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性、⑤事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を果たしているか、また、効果を上げているかという有効性の観点。このほか、会計検査は、公平性、安全性、環境面などの観点についても留意し実施されている。

⁵ 東京電力株式会社は、平成24年7月31日に、国から出資を受けた原子力損害賠償支援機構から更に出資を受けて、会計検査院法第23条第5号に該当する団体となった。

⁶ 書面検査は、検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類について、在庁して行う検査。実地検査は、検査対象機関の府省や団体の本部や支部、あるいは工事等の事業が実際に行われている場所に検査院職員を派遣して、会計帳簿の検査や関係者からの説明聴取等を行う検査。

⁷ 指摘金額とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、改善処置済事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを、背景金額と呼び、指摘金額と区別している。

⁸ 各事例タイトル末尾の括弧内は、図表1の掲記区分を表す。なお、無表記のものは指摘事項を表す。

⁹ 東京電力株式会社「原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金の交付について」（平成26年12月24日）参照。なお、原子力損害賠償支援機構は平成23年9月に設立され、26年8月からは原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組されている。検査要請は24年8月に行われている。